

健介保第 955 号
平成 29 年 9 月 26 日

指定居宅介護支援事業所 管理者様
指定介護予防支援事業所 管理者様
指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所 管理者様

横浜市健康福祉局介護保険課長

特定福祉用具購入に関する居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給要件の 一部変更について（通知）

日ごろから、介護保険制度の円滑な運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、特定福祉用具購入に関する居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給につきましては、介護保険法第 44 条（要支援被保険者の場合は第 56 条）第 1 項及び第 2 項の規定により、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとされています。

このたび、横浜市では、近年の介護実態の多様化を受け、支給要件について、次のとおり一部変更することとしましたので、お知らせいたします。

つきましては、ご利用者様などからご相談がありました際には、次のとおりご案内くださいますようお願いいたします。

1 変更内容

特定福祉用具購入に関する居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給につきましては、これまで、横浜市では、居宅要介護（要支援）被保険者（以下「利用者」という。）が、介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）に記載の住所地で利用することを条件としていました。

今後はこれを変更し、当該支給について、原則は上記条件を満たしている場合に対象となりますが、例外として、利用者が、被保険者証に記載の住所地以外の居宅※で利用する場合についても、支給の対象とすることとします。

※居宅の考え方については、後 4 を参照してください。

2 支給対象外となる場合

この支給は、利用者が居宅で利用するために購入したものについて対象としていることから、次の場合は、現行どおり支給の対象外となりますのでご注意ください。

- (1) 利用者が、利用者の居宅とは異なる場所で利用するために、特定福祉用具を購入した場合

- (2) 利用者が、利用者の居宅に加え、利用者の居宅とは異なる場所で利用するために、もう1点同一種目の特定福祉用具を購入した場合

3 変更時期

平成 29 年 11 月 1 日（購入代金の領収日を基準日とします。）

4 その他

「居宅」の範囲については、「特段の数値基準等による定義を置いていないものの、法文上、当然に社会通念上の居宅を指すもの」とされています（「介護保険最新情報 vol.123」（平成 14 年 3 月 19 日厚生労働省老健局介護保険課事務連絡）より）。

横浜市では、「居宅」とは「住民登録地」や、「住民登録地ではないが日常生活の拠点となっている場所」としています。

横浜市健康福祉局
介護保険課 給付担当
電話 045-671-4255
FAX 045-681-7789